## 建築基準法施行規則 別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所	08190
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施	08210
設等をいい、前3項に掲げるものを除く。)	
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号) の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
	·

八栗便記 (上籍記立) は敗始 バスの境 図訳の 1.字	00210
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場(自動車修理工場を除く。)	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッ	08370
ティング練習場	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場	08390
その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類する	
もの	
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの	08440
及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除	
⟨∘⟩	
飲食店(次項に掲げるものを除く。)	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他	08456
これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車	
店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業	
場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合	
にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)、自	
家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他	
これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内の	
もの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワ	
ット以下のものに限る。) 又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これら	
に類する施設	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これら	08458
に類するサービス業を営む店舗	
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460

事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ	08600
プ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇	
心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類	
するもの	
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
その他	08990